

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し

提案団体

秋田県、福島県、滋賀県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療法第30条の4に基づく医療計画と一体のものとして策定することを可能とすることを求める。

また、ギャンブル等依存症対策推進計画の「少なくとも三年ごと」の検討及び「必要があると認めるとき」の変更の努力義務について、努力義務の廃止若しくは検討を「少なくとも六年ごと」等とすることを求める。

具体的な支障事例

当県で策定している医療計画では、ギャンブル依存症に関する対策を定めているが、法令上、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとの規定があるため、両計画には内容の重複があるにもかかわらず、当県では、それぞれを別個の計画として策定している。また、ギャンブル等依存症対策推進計画は「少なくとも三年ごと」に見直しの検討を行い、必要があると認めるときは変更するよう努めなければならないとされているため、3年ごとに会議の開催や調査の実施等が必要となり、大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内容が重複する計画を一体的に策定できることとすること及び計画の検討スパンを地域の実情に応じて柔軟化することにより、都道府県における計画策定等に係る事務負担が軽減される。

根拠法令等

ギャンブル等依存症対策基本法第13条、医療法第30条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、兵庫県、高知県

○計画期間の見直しについては、会議の開催及び計画の見直しに係る事務手続きの負担の大きさを考慮し、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号。以下「法」という。)第13条第1項において、都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即して都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないものとされている。

これを踏まえ、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局が作成した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画策定時の留意事項」において、「都道府県計画は都道府県の実情に即して策定することとされており、基本計画の趣旨から大きく逸脱するものでなければ、策定手続や計画の構成等については、地域の実情に応じて検討いただきたい」と都道府県にお示しをしている。よって、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部分がある等の場合に、医療計画と一体的に策定することも可能である。ただし、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画中に盛り込まれることが期待される事項は、医療体制に関する事項以外にも、関係事業者（ぱちんこ、公営競技）の取組、民間団体支援、社会復帰支援、多重債務問題への取組等多岐にわたることから、一体的に策定されるかどうかについては、これらの事項の取扱いについても留意の上、各都道府県において判断いただきたい。

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の見直し期間及び変更の努力義務について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定はあくまで努力義務であり、その変更についても、法第13条第3項により、「必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされており、計画見直し期間や変更の必要性は都道府県の実情に即して判断いただくことが可能である。ただし、近年、公営競技におけるインターネット投票の増加やオンラインカジノといった違法なギャンブルへの対応が求められるなど、ギャンブル等依存症を取り巻く環境は短期間で大きく変化しており、こうした変化に速やかに対応する必要があることや、国においても実態調査を3年ごとに行うとともに基本計画の見直しを3年ごとに行うこととしていることなどにも留意の上、各都道府県において判断いただきたい。